

公立小学校

Case

II 初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、被害者の支援を行った事例

事例の概要

① 関係児童

- 【被害】小学5年女子A（1名）
- 【加害】小学5年男子B（1名）

② いじめの概要

- 小学5年女子Aが、小学5年男子Bから差別的な発言、砂をかけられる行為を受けたことにより、心身に苦痛を感じ、40日間程度の欠席をした。

事態の経緯及び対応

- Aが授業中に発表したことに対し、Bが差別的な発言をした。
- 授業後、担任が事情を確認し、Aに対してBから謝罪をさせた。
- Aの保護者が来校し、謝罪後もAに対するBの嫌がらせが続いていることを担任に伝えた。
- Aの保護者からの情報を元に、校長、教頭、担任がA及びBとそれぞれの保護者から聞き取りを行い、事実確認が行われた。その中で、差別的な発言に加え、体育の時間に砂をかけられる行為があったことがわかった。
- A、Bとそれぞれの保護者に対し教育相談が継続的に実施されたが、Aが欠席するようになった。
- 学校における取組（括弧内は担当者）
 - ① A宅への家庭訪問 ※学習支援も含む（校長、教頭、担任、特別支援教育コーディネーター）
 - ② A宅への電話連絡（校長、教頭、担任、特別支援教育コーディネーター）
 - ③ Bへの指導（校長、教頭、主幹教諭、担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、児童支援担当）
 - ④ Bの保護者への働きかけ及び日常の報告（校長、教頭、担任）
 - ⑤ 校内いじめ対策委員会、校内不登校対策委員会の実施及び全教職員への現状報告
 - ⑥ スクールカウンセラースーパーバイザーによる見立て及びフィードバック
- Aが欠席するようになったことを受け、学校が本件について重大事態として、教育委員会に報告。
- 教育委員会が学校に、校長を中心として学校全体で組織的に取り組むこと、Aの学校復帰を第一に考えて誠意を持って対応すること、関係機関の活用も図ることを指示した。
- 継続的な家庭訪問で学習支援や教育相談を実施し、登校への不安感をなくした結果、Aが登校できるようになった。また、Bに対して教育相談を実施し、自尊心を高めた結果、Bの反省が促され、良好な人間関係を作ることができるようになった。

成果

- 早期に家庭訪問を実施したことで保護者への連絡が迅速かつ正確に行われた。（取組①）

- 学習意欲が高いAに対して、組織的、継続的に学習支援と教育相談を実施したことが登校意欲に結び付いた。(取組②)
- スクールカウンセラースーパーバイザーを効果的に活用したことで、当事者への対応のみならず、保護者対応が適切に行われた。(取組⑥)
- Bに対して、自尊心を高め周囲と望ましい人間関係を作ることができるように、担任を中心としたチームで取り組んだ。(取組③、④)
- 事案に対して校長を中心としたチーム対応を行い、全教職員で解決に向けて取り組んだ。(取組⑤)
- 教育委員会から適切な指示や助言があった。(取組⑤)

本事例に対するコメント

- いわゆる不登校重大事態については、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、(中略)学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である」とされている。本事例については、早期の家庭訪問や継続的な学習支援・教育相談の実施により、速やかな学校復帰が可能になったと考えられる。
- 加害児童のBに対しても、教育相談を実施し、自尊心を高めた結果として反省が促されており、適切な指導が行われたと考えられる。
- 以上のような取組が、教育委員会による適切な指導・助言の下、校長を中心に学校全体で組織的に実施されており、本事例は、国の基本方針に則った対応が行われたケースと評価できる。